㈠　他の研究機関に研究に用いられる情報のうち既存のものを提供しようとする場合 研究者等又は既存試料・情報等の提供のみを行う者は、研究に用いられる情報のうち既存のものが適切な手続を経て取得されたものであって、次の①又は②の要件を満たしているものであるときは、７①から⑥まで及び⑨から⑪までの事項を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置き、研究が実施又は継続されることについて、原則として、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない。 ①　「個人情報」又は「個人データ」を「研究に用いられる情報のうち既存のもの」と読み替えて、個人情報保護法第27条第１項各号のいずれかに該当する場合 ②　当該研究に用いられる情報のうち既存のものの取得時に６㉑に掲げる事項について同意を受け、その後、当該同意を受けた範囲内における研究の内容（提供先等を含む。）が特定された場合	
⑷　既存試料・情報等の提供のみを行う者等の手続	⑷　既存試料・情報の提供のみを行う者等の手続
（削る）	既存試料・情報の提供のみを行う者等は、⑶の手続に加えて、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。
ア　既存試料・情報等の提供のみを行う者は、⑵イ㈢又は⑶ウ㈠に加えて、次の①又は②の手続を行わなければならない。	ア　既存試料・情報の提供のみを行う者が所属する機関の長（以下「所属機関の長」という。）は、既存試料・情報の提供が適正に行われることを確保するために必要な体制及び規程（試料・情報の取扱いに関する事項を含む。）を整備すること
①　特定の個人を識別することができない状態で既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の提供を行う場合には、その提供について、既存試料・情報等の提供のみを行う者が所属する機関の長（以下「所属機関の長」という。）に報告すること	（新設）
②　①に該当しない既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報を提供しようとする場合には、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、所属機関の長の許可を得ること	（新設）
イ　所属機関の長は、次に掲げる事項を行わなければならない。	イ　既存試料・情報の提供のみを行う者は、⑶ア㈠又はイ㈠①、②ⅰ若しくは㈠により既存試料・情報の提供を行う場合、その提供について所属機関の長に報告すること
①　既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の提供が適正に行われることを確保するために必要な体制及び規程（試料、研究に用いられる情報又は試料・情報の取扱いに関する事項を含む。）を整備すること	（新設）
②　ア②の場合、当該既存試料、研究に用いられる情報のうち既存のもの又は既存試料・情報の提供に関する情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置かれることを確保すること	（新設）
（削る）	ウ　既存試料・情報の提供のみを行う者は、⑶ア㈡若しくは㈢又はイ㈠②ⅱ、㈢若しくは㈣により既存試料・情報を提供しようとするときは、倫理審査委員会の意見を聴いた上で、所属機関の長の許可を得ていること
（削る）	エ　既存試料・情報の提供のみを行う者が⑶ア㈡若しくは㈢又はイ㈢若しくは㈣により既存試料・情報の提供を行う場合には、所属機関の長は、当該既存試料・情報の提供に関する情報を研究対象者等に通知し、又は研究対象者等が容易に知り得る状態に置かれることを確保すること